危害予防規程届書について手引き

１　第一種製造者は危害予防規程を都道府県知事に届け出る必要があります。

　　第一種製造者は、危害予防規程を定め、県知事に届け出なければなりません。危害予防規程を変更したときも同様です。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 危害予防規程届書（様式第３２）、（様式第３１） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 危害予防規程の控え | 1 | 危害予防規程には、経済産業省令 (一般則第63条第２項、液石則第61条第2項)に掲げる事項を定めること。 |
| 変更明細書 | 1 | 危害予防規程を変更した場合に限る。変更箇所を摘示すること。 |
| 鳥取県津波浸水想定区域図写し | １ | 当該事業所敷地が掲載された部分のみ（津波浸水区域の確認のため） |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第３２（一般則第６３条）、様式第３1（液石則第６１条）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 危害予防規程届書 | 一般液石 | (制定)(変更) | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 　年 月 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 |
| 事業所所在地 | 〒 |

 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 殿

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。